明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務七五～七七）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同七八）　二
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同七九）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同八〇、八一）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産五九〇）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十二年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　一〇
平成二十二年度第三・四半期国庫の状況（同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

告示

○財務省告示第七十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年二月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千八百六十九億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千四百六十九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆四千八百五十七億七千九百六十一万五千四百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千四百六十八億七百三万八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年二月七日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘二毛

十二　償還期限　平成二十三年五月九日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十三年二月七日

○財務省告示第七十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年二月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月九日

財務大臣　野田　佳彦